

欧米諸国における最近の所得政策を めぐる動きについて

——英国、フランス、イタリアの動きを中心に——

〔要 旨〕

1. 欧米諸国においては、ここ一兩年、所得政策を導入ないしは強化する動きが目立っている。すなわち英国が「社会契約」に基づく賃金規制を昨年8月以降強化し、フランスも昨年9月に「インフレ克服計画」の一環として新たに賃上げガイドラインの設定を含む所得政策を導入した。またイタリアでも、賃金・物価スライド制に修正を加える形で賃金・物価のスパイラル的上昇に歯止めを設けようとする試みが行われている。

概していえば、従来所得政策は、スタグフレーションからの脱却を図る方策として、財政・金融政策面において景気拡大策を実施する一方、これに伴う物価上昇の加速を抑えるため当局がなんらかの形で賃金や企業収益の決定に介入するという形で、いわばポリシー・ミックスの一環として採用される例が多かった。しかし昨年中央以降実施された最近の所得政策はすべて、財政・金融政策面における厳しい引締め策と並行し、インフレ克服のための総合的緊縮策の一環として実施されている点が特徴的である。

2. 英国、フランス、イタリア等において、このように所得政策が総合的緊縮策の一環として打出されている背景には、①これらの諸国が共通してコスト・プッシュ・インフレの状態から脱却できていないという事情に加え、②持続的物価上昇による対外競争力の低下が貿易収支の悪化や経済、通貨に対する信認の動揺をもたらし、これに伴う為替相場的大幅下落が再び物価上昇にはね返るといふ悪循環に見舞われているという事情(所得政策導入・強化の直接的契機)があるとみられる。

3. しかしながら70年代前半の米国および英国の所得政策の経験に照らしてみても、①所得政策は短期的には物価抑制効果を発揮しうが、長期的にはその効果に疑問が持たれていること、②公正な所得分配という点について十分説得力のある客観的基準がないだけに、それが長引けば労働組合や企業の間にも不満が高まりやすく、この結果国民の所得政策に対する協力が失なわれがちであること、などの問題点があることは否定できない。

4. 現在各国で実施されている所得政策についても、ほぼ同様の問題点が生じてきている。すなわち英国では、賃金規制の物価抑制効果がある程度顕現化しつつある反面、これが長期間にわたっているため、所得分配面の問題から労組の賃金規制に対する不満が高まりつつある。またフランス、イタリアでは、もともと政府、経営者と労組との信頼関係が必ずしも十分でないためもあって、所得政策実施の妥当性、必要性について国民の基本的なコンセンサスが十分に得られておらず、このため政府が打出した所得政策の実施自体が難航するなど、その物価抑制効果にはさほど期待できないとの見方も多い。

5. 最近における英国、フランス、イタリア等の所得政策は、「弱い通貨国」から立直るための緊急手段としての性格が強いとみられるが、いったんそうした情勢に追込まれると、仮に強力な所得政策の発動に成功したとしてもコスト・プッシュ・インフレを根本から克服することはなかなか難しく、さらに現実の問題として、低成長下にあつて国民各層の合意を取りつけながらそうした政策を継続していくこと自体に多くの困難が伴うことを示唆しているように思われる。

〔目 次〕

〔はじめに〕

1. 最近における欧米諸国の所得政策の概要と位置づけ
 - (1) 各国の所得政策導入・強化をめぐる動き
 - (2) 経済政策運営面での位置づけ
2. 所得政策導入・強化の背景
 - (1) 対外不均衡の拡大
 - (2) コスト・プッシュ・インフレの継続

3. 所得政策の効果と問題点

——米英両国における経験から——

- (1) 短期にとどまる物価抑制効果
 - (2) 分配面における公平性の問題
4. 現行所得政策の抱える問題と若干の展望
 - (1) 英国
 - (2) フランスおよびイタリア
- 〔むすび〕

〔はじめに〕

欧米諸国では賃金・物価の上昇を抑制するにあたり、従来から所得政策を活用する国が少なくなかった^(注1)が、ここ一兩年所得政策を導入または強化する国が目立っている。もとより一口に所得政策といっても、政府の関与の度合や対象の範囲等国によってそれぞれ異なっており、また導入の背景等についても各国固有の事情を反映していることはいうまでもない。しかしながら英国、フランス、イタリア等の諸国がこのところ相次いで直接的な賃金・価格抑制策を打出したことは、今次景気回復期における経済政策運営上の一つの特徴であり、その背後には各国に共通した要因が働いているといえよう。すなわちこれらの諸国はいずれも物価の高騰、国際収支赤字、ひいては為替相場の低落に苦しんでおり、しかも為替相場の低落→輸入物価の上昇→インフレ加速という悪循環に直面してきた。こうした情勢下事態の一層の悪化を避けるためには、国内インフレの根本的な原因ともいべき賃金と物価のスパイラルを遮断することが不可欠であり、ここに所得政策的な手法が採用された最大のねらいがあったものといえよう。これは米国、西ドイツ等のいわゆる「強い通貨国」が、物価・賃金上昇の抑制に成功し、政府

による強制的な所得政策の採用を必要としていないのと対照的である。以下では欧米諸国、特に英国、フランス、イタリアにおける最近の所得政策措置およびその背景につき概観するとともに、過去の所得政策の経験との対比を含めてその効果と問題点を整理したうえ、若干の展望を試みることにする。

1. 最近における欧米諸国の所得政策の概要と位置づけ

- (1) 各国の所得政策導入・強化をめぐる動き
(英国)

英国は、賃金・物価抑制策としてこれまでも所得政策を最も頻繁に採用してきた国の一つである。現在実施されている所得政策のうち賃金規制は「社会契約(social contract)」と呼ばれるもので、これは法的に賃金を抑えようとするものではなく、「政府が労組の要望する経済政策や社会政策の実施に努める一方、労組は賃上げを抑制することを約束する」という一種の自主的な所得政策である。同契約は労働党政府と労働組合評議会(TUC)との合意に基づき、1974年7月から実施されてきたが、当初は賃上げ規制の基準が「生計費上昇率の範囲内」とあいまいであったうえ、さらに「特殊ケース」として例外扱いも認められて

(注1) 欧米諸国の1960年代以降における所得政策の概要等については日本銀行『調査月報』昭和49年3月号「欧米諸国における所得政策」参照。

いたことから、現実にはほとんど実効を持たなかった(1974年末から75年初にかけて消費者物価上昇率は20%弱であったのに対し、賃上げ率は地方公務員および建設業が各35%など官民共に30%を上回った業界が大半)。社会契約というかたちをとりながら政府が賃上げ交渉に影響力をはっきりと及ぼすようになったのは、具体的な賃上げ基準が明示された1975年8月以降であり、1976年7月まで賃上げを週6ポンド以下(ただし年収8,500ポンド以上の高額所得者には賃上げを認めない)とする(注2)ことで政府、TUCおよび英国産業連盟の三者間で合意をみた。さらに同期間満了後の1976年8月以降、賃金規制第2段階として規制内容が一段と強化され、1977年7月まで週4ポンド以下(ただし賃上げ率は年5%以下とし、5%の上昇率が週当たり2.5ポンド未満の場合は2.5ポンドまで認める)とすることで、政・労・使の合意をみた。

一方価格規制については、1972年に保守党政権によって導入された価格規制(price code)がその後若干の修正を経ながら現在も継続して実施されている。これはコスト規制(価格引上げはやむをえざるコスト上昇に見合う分まで)およびマージン規制(売上高利益率が過去5年間で最高の2年の平均を上回ってはならない)を主要内容としており、さらに一定規模以上の企業に対しては、上記規制に関して物価委員会(Price Commission)に報告するか、あるいはその記録を保持することを義務づけている。

(フランス)

フランスのバール首相は1976年9月、所得政策の導入を含むインフレ克服計画(Programme de lutte contre l'inflation、通称バール・プラン)を発表した。同計画は1977年中の消費者物価上昇率(同年12月の前年同月比)を6.5%へ引下げることが基本目標とし、金融・財政・所得・為替等各政策を包含した広範な内容(後述)から成っている。このうち新たに設定された賃金ガイドラインは、公共部門および民間部門労働者の賃金上昇率が消費者物価の伸び率を上回らぬことを基本線としており、さらに高所得層に対しては一層厳しいガイドラインを定めている。すなわち月収18,000フラン超、24,000フラン以下の者に対してはその所得増加率を消費者物価上昇率の半分にとどめ、月収24,000フラン超の者は所得を据置くというものである。ただし本ガイドラインは「強く勧告する(recommander)」ものにすぎず、同国における過去の賃金抑制措置(注3)と同様なならぬ罰則も伴っていない。

また同計画は、価格規制としてすべての商品、サービス価格(ただし生鮮食料品、ガソリンを除く)を1976年9月15日の水準で同12月31日までの間凍結する(注4)ほか、公共料金については凍結を1977年4月1日までの長期とし、77年中の平均上昇率を6.5%以下に抑えることを目標としている。

(イタリア)

イタリアでは、1975年秋から翌76年春にかけて

(注2) このガイドラインは法的拘束力を持つものではないが、違反があった場合には、政府は賃金交渉当事者の一方である企業側に対して制裁措置(例えば違反企業には価格引上げを認めず、政府の補助金等を支給しない)を実施することとしており、実質的にはかなりの強制力を伴っている。

(注3) フランスにおける従来の物価抑制策は価格規制を中心とするものであり、賃金規制を含む所得政策が導入されようとした例はさほど多くない。例えば1961年にドブレ首相がフランス経団連に対し、賃上げ率を生産性上昇率の範囲内にとどめるよう要請したほか、第5次5ヵ年計画(1966年～70年)の作成段階において、計画期間中の望ましい実質所得増加率を部門別に提示した程度であった。しかもいずれの場合も、法的強制力を持たなかったこともあり、労組の反対にあってほとんど実効をあげることはできなかったとされている。

(注4) 凍結解除後の価格急騰を抑制するため、1977年1月1日以降、付加価値税率が引下げられた(20→17.6%)ほか、バール・プラン実施とともに停止されていた工業製品生産者価格規制、サービス価格規制、商業マージン規制が一部修正のうえ復活、実施された。

行われた主要産業の労働協約改訂交渉において、政府が10%の賃上げガイドラインを初めて提示した(このガイドラインは結局遵守されなかった)ことを除けば、これまで所得政策的な措置が実施されたことはなかった。しかしながら1976年後半以降、賃金・物価スライド制(注5)(scala mobile)を修正するかたちで賃金抑制策が新たに打出されることになった。すなわち、賃金・物価スライド制は同国の賃金・物価のスパイラル的上昇の元兇として、かねてから政策当局者等の間で修正の必要性が唱えられていた(注6)が、政府は1976年10月、賃金の物価スライド分の一部凍結を主内容とする法案を閣議決定した。本法案は同年12月に議会で可決、成立したが、これによれば、賃金・物価スライド制に基づいて支払われる賃金上乘せ分(1976年10月～78年4月分)につき年収800万リラ超の給与所得者の場合はその全額を5年間譲渡禁止の大蔵省証券(注7)(Buoni del Tesoro)で支払うことを義務づけたほか、年収600万リラ超800万リラ以下の給与所得者の場合にも、同上乘せ分の50%につき上記証券による支払いを義務づけ、いずれも当該上乘せ分を凍結することとした。

また、政府は本77年1月末、労使間の合意に基づき、次のような賃金・物価スライド制の一部修正による労働コストの抑制策を決定した。

①1977年2月以降、賃金・物価スライド制による賃金上乘せ分を退職金算定基準に算入しない。

②賃金・物価スライド制には、従来通常のスライド方式と有利なスライド方式(注8)の2種類があったが、後者を廃止し、通常のスライド方式に一本化する。

さらに3月30日、賃金の物価スライド分の算定に際し、公共運賃、電力料金、新聞代の上昇分は生計費指数に算入しないことで、政府・労組間の合意をみている。

(その他の諸国)

上記3か国以外にも以下のように多くの欧米諸国で、所得政策が導入ないし強化されている。

まずカナダでは1975年10月、従業員500人以上の企業、その他政府機関等を対象に、1978年12月までの間賃金、価格、配当等に対し規制を導入することを発表した(根拠法である「インフレ対策法」は1975年12月議会で可決成立)。これは消費者物価上昇率を1978年10月までに4%(前年同月比)に抑えることを目標としており、政府がガイドライン(賃上げについては初年度8～12%、第2年度6～10%、第3年度4～8%、売上高利益率<税引前>については過去5年平均の95%、価格については原則としてコスト上昇の範囲内)を設定していたが、このうち売上高利益率のガイド

(注5) 賃金・物価スライド制の適用対象はほぼ全産業(ただし零細企業を除く)に及んでおり、スライド方式は物価上昇に応じて一定の物価調整手当を給与に上乘せするもので、次の算式によって計算される。

$$\left(\frac{\text{生計費指数の四半期中の増加ポイント数}}{\text{中の増加ポイント数}} \right) \times \left(\frac{\text{職種別、資格別に定められている1}}{\text{ポイント当りの物価調整手当基準額}} \right) = \text{加される物価調整手当}$$

なお物価調整手当基準額は1977年2月1日から一律に2,389リラとなっている。

(注6) 例えばバッフィ・イタリア銀行総裁は、「イタリア経済危機打開のためには財政赤字の圧縮と並んで賃金の抑制が不可欠」として、「賃金・物価スライド制の基準となるインフレ率を一定水準で頭打ちとし、現実の物価上昇率がこれを上回った場合には、賃金・物価スライドを延期ないし一部削減する」ことを提案している(1976年5月31日同行年次総会における演説)。

(注7) 金利については大蔵大臣が労働大臣と協議の上決定。

(注8) 有利なスライド方式(scala mobile anomala o privilegiata)は一部の公務員および国営企業職員を対象としており、通常のスライド方式が物価調整手当を付加する形となっているのに対し、翌四半期中支給される給与自体に物価上昇分を織込んで手直しするものである。従って物価上昇にスライドして、計算の基礎となる基本給の部分が引上げられるだけ通常のスライド方式よりも有利になっている。有利なスライド方式の算式は次のとおり。

$$\left(\frac{\text{生計費指数の四半期中増加ポイント数} \times K (\text{一定率})}{100} + 1 \right) \times (\text{現在の給与}) = (\text{翌四半期中支給される給与})$$

ラインについては、1976年8月に強化が図られた(過去5年間平均の95→85%)。

スペインでは1976年10月に所得政策を導入し、賃上げ率を1977年9月までの1年間消費者物価上昇率の範囲内に抑制するほか、消費財・サービス価格を1976年11月末までの2ヵ月間凍結したが、その後も1977年6月まで一定の基準に基づいて価格規制を実施している。また企業の配当に対しても1977年中、前年比10%増の水準に規制している。

デンマークでは1977年3月以降2年間、賃金上昇率を年平均6%以内に抑えるほか、主要物価・利潤・配当の凍結措置および銀行の預貸金金利差規制を継続実施している。

ノルウェーでも1976年4月の政・労・使間の合意に基づき、1976年および77年の2年間、賃金労働者の実質可処分所得上昇率を年平均3%以内に制限しており、また1976年9月には価格凍結措置(年間売上高が20百万クローネ以上の企業の製品および木材価格)および繊維等一部業種の小売マージンの凍結措置を同年末までの期限で実施、1977年1月以降は価格引上げの事前認可制に移行している。

(2) 経済政策運営面での位置づけ

従来所得政策は、高成長実現に伴う物価上昇の加速を防ぐため、あるいはスタグフレーションに伴う高失業の回避をねらって、財政・金融政策の面で有効需要の拡大を図りつつ、他方当局がなんらかの形で賃金や利潤の決定に介入することによって物価上昇の抑制を目指すなど、いわばポリシー・ミックスの一環として採用されることが多かった。例えば米国のニクソン政権は1971年8月に所得政策を導入する一方、公定歩合を1971年中通算1%(5.5→4.5%)引下げるとともに、財政面でも1970年から72年にかけて所得税減税を中心とす

る減税措置を実施し、物価を抑制しつつ景気拡大を図ろうとした。また英国のヒース保守党政権も、1972年11月に所得政策を採用したが、経済政策運営面での第一義的目標は経済成長にあるとして、この間1971年度(1971年4月～72年3月)以降73年度まで一貫して減税、設備投資優遇策を含む景気刺激型予算を実施した。

しかし最近導入ないし強化された各国の所得政策は、インフレ抑制のため財政・金融政策面で厳しい引締め措置をとりながら、いわばこれを補強する手段として実施されており、この点が大きな特徴の一つといえる。

その典型がフランスのバール・プランであり、前記所得政策は次のような金融・財政政策等と同時に打出された。すなわち同計画の内容をみると、まず金融政策面ではマネーサプライの増加目標値を初めて公表し、M₂の増加率を1976年下期中年率12%、77年中12.5%と、名目GDP成長率(76年14.1%、77年13.2%〈いずれも政府見通し〉)以下にとどめるなど抑制的な運営態度を打出している。また財政政策面でもそれぞれ抑制色の強い1976年度(76年1月～12月)第2次補正予算案および1977年度予算案を策定し、さらに社会保険拠出金率の引上げを決定している。またバール・プランに呼応する形で、公定歩合の引上げ(9.5→10.5%)、為替管理措置の強化もほぼ同時に行われた。

英国、イタリアの場合はフランスとは異なり前述の所得政策とひとつのパッケージになっているわけではないが、これと相前後して財政・金融面での緊縮措置が次々に打出された。まず財政政策に関しては、英国が1975年度から所得税率の引上げを実施し、1976年中2度にわたって1977年度以降の財政支出削減を発表したほか(注9)、イタリア

(注9) なお英国では1976年度予算において、賃金規制の継続を条件に7億ポンド弱の所得税減税が行われたが、同時に物品税が引上げられた(年間約6億ポンド)こともあり、そのかなりの部分が相殺された。

でも1976年11月に1977年度(77年1月～12月)の財政赤字削減策を決定した。一方金融政策面では、英国については1976年4月以降10月までの間最低貸出歩合が4回にわたり累計6%の大幅上昇をみた(9→15%、その後はポンド相場の反騰等を背景に徐々に低下してきており4月中央現9.0%の水準)ほか、1976年10月以降、特別預金預入率の引上げ等を実施、またイタリアは1976年中4回にわたって公定歩合を上げた(6→15%)うえ、1977年の国内信用増加額を前年比8%減とする旨決定した(1976年12月発表)。

カナダでも所得政策導入に先立って公定歩合を引上げ(8.25→9%、1975年9月)、同年11月にはマネーサプライ(M₁)の増加目標率を初めて公表し、年間10～15%の範囲内に安定的に維持していく方針を明らかにした(その後1976年8月には同増加目標率を年間8～12%に引下げ)。

またその他の諸国でも、例えばデンマークの所得政策は「緊急インフレ対策」として財政赤字削減措置とパッケージの形をとっている。

(第1表)

欧米主要国の失業者数推移

(単位：1000人)

	1975年				1976年				1977年
	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	第1 四半期
英国	706	811	959	1,087	1,176	1,197	1,255	1,265	(1,277)
フランス	708	829	915	916	907	950	951	932	(959)
イタリア	603	667	648	699	681	693	776	(777)	
米国	7,473	(8,126)	7,998	7,855	7,130	7,043	7,457	7,578	7,068
西ドイツ	896	1,106	(1,191)	1,142	1,093	1,064	1,047	1,022	1,002

- (注) 1. カッコ内計数は今不況時におけるピーク。
 2. イタリアを除き季節調整済み。
 3. フランスは求職者数。イタリアは1、4、7、10月の計数。
 4. 1977年第1四半期計数のフランス、西ドイツは1～2月平均。
 資料：各国資料。

2. 所得政策導入・強化の背景

欧米諸国において米国、西ドイツ等を除く多くの諸国が財政・金融政策面での緊縮措置に加えて、軒並み所得政策を導入ないし強化せざるをえなかった背景としては、これらの諸国が根強いコスト・プッシュ・インフレの状態から脱却できず、しかも持続的な物価上昇による対外競争力の低下と、これに伴う国際収支の悪化や経済、通貨に対する信認の動揺が為替相場の大幅下落を招き、これが再び物価上昇にはねかえるという悪循環に陥っていることが指摘できよう。これら諸国の場合、景気の面でも、その回復テンポが米国や西ドイツと比べてはかばかしくなく、失業者数はなお増加傾向にある(第1表)という深刻な状況にあるが、前述のような物価、国際収支、為替相場をめぐる問題を解決しえない限り、拡大的な財政・金融政策の採用に踏切れないところに大きな悩みが存在している。このためあらゆる政策手段を駆使することによって、まず物価と為替相場の悪循環を断ち切る(注10)ことが、対外均衡の回復と

(注10) この点に関し、BIS(国際決済銀行)がかねてから所得政策の有効性を評価してその採用を提言している。例えば1976年6月発表の同行年次報告においては、「特定の国々、特に賃金・俸給やその他の所得が輸入物価の上昇に基づく国内物価水準の上昇とともに速やかに増加するような比較的開放的な経済体制にある国々では、所得政策を採用することにより、インフレと為替レートの下落との悪循環を断ち切ることが可能となろう」(BIS, 46th Annual Report, p.135)と述べている。

物価安定達成への道であるとの切迫した認識に立って、所得政策を含む総合的引締め措置をあえて実施しているものと考えられる。ちなみにフランスのバール首相は「インフレ克服計画」発表時のコミュニケにおいて、「財政・金融面からの古典的引締め措置のみでは不十分」として所得政策等の必要性を訴えている(注11)。こうした政策措置は、OECDが昨年末の景気見通しの中で、「経済パフォーマンスの劣った国々では場合によっては所得政策により補完しつつ厳しい国内需要抑制策を実施し、物価および国際収支の改善が達成されるまで、これを堅持すべきである(注12)」と提言したことと、軌を一にするものである。

そこで以下では、英国、フランス、イタリアを中心に、最近における所得政策導入・強化の直接的契機となった対外不均衡の拡大とその基本的背景ともいべきコスト・プッシュ・インフレにつき、やや具体的にみていくこととする。

(1) 対外不均衡の拡大

まず欧米主要国の1975年および76年上期の経常収支動向をみると、英国が大幅赤字を続けているほか、フランス、イタリアでは赤字幅を急拡大しており、西ドイツおよび米国の黒字(もっとも米国については1976年下期には赤字に転落)と比べて対照的である(第2表)。こうした3か国の経常収支大幅赤字は、もともと物価の持続的上昇を背景とする国際競争力の弱さ等から経常収支が赤字パターンにあるうえ、特に昨76年については、景気が回復に向かい工業原材料等の輸入需要が増大

したことや夏場の干ばつにより農産物や火力発電用石油輸入の増加を招いたこと等の要因によるものである。

(第2表)

欧米主要国の経常収支り推移

(単位・百万ドル)

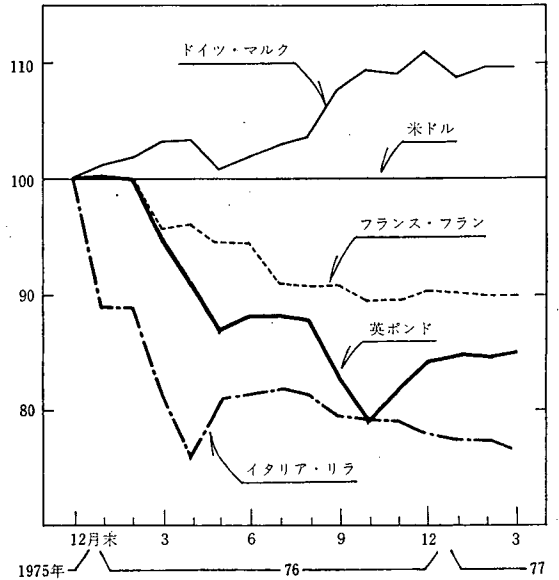
	1974年	1975年	1976年		
			第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期
英国	△ 8,581	△ 3,730	△ 524	△ 869	△ 899
フランス	△ 5,942	△ 2	△ 1,313	△ 522	△ 2,145
イタリア	△ 7,818	△ 528	△ 1,412	△ 1,338	732
米 国	2,329	17,986	2,693	2,627	△ 2,479
西ドイツ	9,589	3,889	1,326	607	△ 178

資料：IMF, International Financial Statistics.

〔第1図〕

欧米主要通貨の動向

(1975年12月末の対ドル・レートを100とする指数)



(注) 各月末日のクロージング・レート。

資料：各国資料。

(注11) バール首相のコミュニケ(1976年9月22日発表)の要旨は以下のとおりである。

「フランス経済の現状をみると、他の2〜3の諸国のような深刻な事態には立ち至っていないものの、物価面のパフォーマンスは依然として悪く、最近ではインフレが加速する兆しすらあらわれている。こうした大幅な物価上昇は、輸入原材料価格の高騰のほか、生産性を上回る賃金上昇によるものであるが、これが貿易収支の悪化をもたらし、ひいてはフラン相場下落を通じて国内物価の上昇を促進している。このようにインフレにむしばまれたフランス経済を根底から建直するためには、総合的かつ持続的な対策を講じる必要がある。その際、フランス経済の現状にかんがみると、財政・金融面からの古典的な引締め措置のみでは不十分であり、諸所得の増加抑制、価格規制、エネルギーの節約措置等、直接的かつ個別的な政策によって補完されなければならない。」

(注12) OECD, Economic Outlook, December 1976, p. 11.

こうした国際収支面での悪化は、経済パフォーマンス全般に対する信認の動揺と相まって、1976年中の為替相場動向に端的に反映された。すなわち英ポンド、フランス・フラン、イタリア・リラが年間を通じてほぼ一貫して大幅低下を示し、ドイツ・マルク相場の上昇との間にいわゆる二極分化現象が顕著に現れるに至った(第1図)。このような為替相場の下落はそれ自体さらに物価上昇の加速をもたらす要因として働き(注13)、そうした危機感が上記3か国をはじめとする各国に所得政策

を含めた総合的緊縮措置の実施を余儀なくさせる直接の契機となった。

(2) コスト・プッシュ・インフレの継続

次に欧米主要国の消費者物価動向をみると、70年代に入って英国、フランス、イタリアの上昇率がかなり高く、1975年以降やや鈍化してきたとはいえ、英国、イタリアが依然として2けたインフレを続けているほか、フランスも10%弱と米国、西ドイツに比べればなおはるかに高い水準にある(第3表)。また卸売物価をみても同様の傾向があ

(第3表)

欧米主要国の物価動向

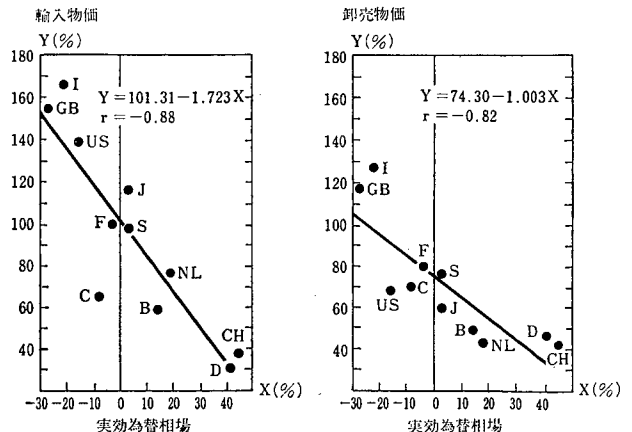
(前年<同期・月>比上年率、単位・%)

		1970~73年平均	1974年	1975年	1976年	1977年				1977年	
						第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	1月	2月
消費者物価	英国	8.0	16.1	24.2	16.6	22.5	15.9	13.7	15.0	16.6	16.2
	フランス	6.1	13.7	11.3	9.7	9.6	9.4	9.6	9.9	9.0	9.0
	イタリア	6.5	19.1	17.0	16.8	12.2	16.1	17.1	21.1		
	米国	4.9	11.0	9.1	5.8	6.4	6.1	5.5	5.0	5.2	6.0
	西ドイツ	5.3	7.0	6.0	4.5	5.3	4.9	4.2	3.8	4.1	4.0
卸売物価	英国	7.2	23.4	24.1	16.4	17.6	15.1	15.4	17.5	19.6	19.7
	フランス	7.3	23.6	1.0	10.3	3.4	10.0	13.9	13.9	13.1	13.0
	イタリア	7.8	40.7	8.6	22.9	10.3	23.0	26.8	31.1	31.3	29.4
	米国	6.0	18.9	9.2	4.6	4.8	5.2	4.3	4.0	4.9	6.0
	西ドイツ	4.6	13.4	4.7	3.9	2.7	3.8	4.6	4.5	4.2	3.8

資料：各国資料。

(注13) 為替相場と国内インフレとの間に密接な相互関係があることは、かねてからしばしば指摘されてきた。例えばB I Sは昨年(1976年)の同行年次報告において、1968年から75年までの実効為替相場の変化率と物価の変化率との間の関係を右図で説明している。これによれば、「イタリアや英国のように為替相場の大幅下落を経験した国では、為替相場が逆に大幅に上昇した西ドイツ、スイスに比べ、自国通貨建ての輸入価格の上昇率は約5倍に、卸売物価の上昇率は約2.5~3倍にも達している」としている。

実効為替相場と物価の変化率間における相互関係



- (注) 1. 計測期間は1968年から75年。
 2. 輸入物価は自国通貨建て、卸売物価は工業製品。
 3. B=ベルギー、C=カナダ、F=フランス、D=西ドイツ、I=イタリア、J=日本、NL=オランダ、S=スウェーデン、CH=スイス、GB=英国、US=米国。

資料：B I S、上記年次報告、P. 31.

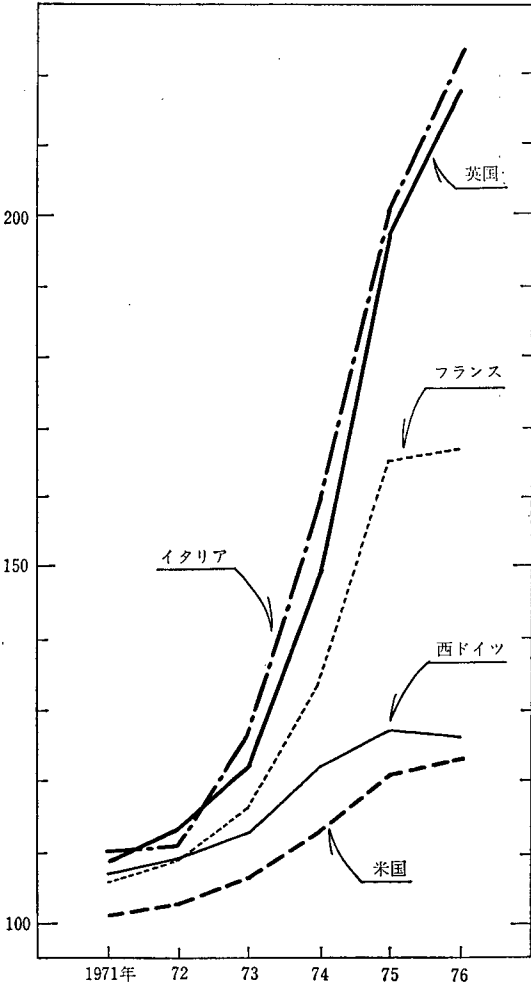
り、英国、フランス、イタリアでは特に1976年央以降、上昇率が高まっている点が問題視されている。

景気が戦後最大かつ最長の不況からようやく緩やかな回復過程に入った段階にあって、ダイヤモンド・プル要因がほとんどみられないにもかかわらず

〔第2図〕

欧米主要国の賃金コスト推移

(製造業、1970年=100)



(注) 1. 賃金コストは生産物単位当り。
2. 1976年は英国以外は第1～第3四半期の平均、英国は第1、第2四半期の平均。

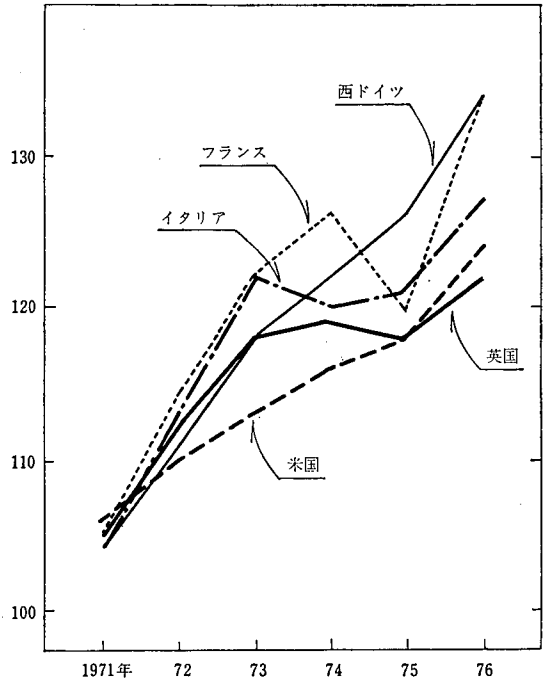
資料：NIESR, National Institute Economic Review, February 1977から作成。

ず、英国、フランス、イタリアの物価上昇率が依然として高い背景には、前述の為替相場的大幅下落に伴う輸入コストの上昇のほか、賃金コストの上昇があり(注14)、特に賃金コストの上昇は物価上昇と為替相場の下落という悪循環を引起しているだけに、いわば根元的な要因と目されている。欧米主要国の賃金コスト動向をみると(第2図)、英国、フランス、イタリアの賃金コストは1973年ごろから際立って上昇しており、ごく最近に至ってもフランスで多少の改善がみられる程度にとどまっている。こうした相違をもたらす要因のうち、労働生産性の伸びについてはさしたる格差が認められず(第3図)、従ってもっぱら名目賃金上昇率

〔第3図〕

欧米主要国の労働生産性推移

(製造業、1970年=100)



(注) 1. 生産性は労働者1人時間当り生産高。
2. 1976年は各国とも第1～第3四半期の平均。

資料：第2図に同じ。

(注14) ちなみに英蘭銀行は英国の国内最終支出デフレーター上昇率を要因分析している(後掲第6表参照)。これによれば、1976年上期には輸入コストの寄与率がかなり上昇して3割弱に達している一方、賃金コスト寄与率は1975年8月以降の第1次賃金規制の影響もあってやや低下したが、それでもなお4割弱を占めている。

の高さがその原因とみて差支えない。現に第4図は、時間当たり名目賃金の上昇について、英国、フランス、イタリアのグループと米国、西ドイツのグループの間に歴然とした格差があることを示している。

3. 所得政策の効果と問題点 —米英両国における経験から—

次に、以上のような状況で導入ないし強化された所得政策が、今後どの程度の効果を持ちうるかを展望する一つの手がかりとして、米英両国における70年代前半の所得政策の経験を振り返ってみよう。

(1) 短期にとどまる物価抑制効果

70年代前半の米国および英国の所得政策^(注15)は、いずれも①導入の最初の段階において賃金・価格の全面凍結という厳しい措置であったこと、②所得政策導入が財政・金融面での拡大策と並行して行われたため企業および労組の合意を比較的得やすい状況にあったこと、などから短期的には物価上昇の抑制にかなりの効果をあげることができた。しかし所得政策の期間が長引き、規制が徐々に手直しされてくるにつれて、両国とも物価の上昇テンポは所得政策前のテンポすら上回る事態とならざるをえなかった。

まず米国の所得政策各段階別の物価・賃金動向をみると(第4表、第5表)、第1段階、第2段階については比較的落ち着いた動きを示した。例えば

(第4表)

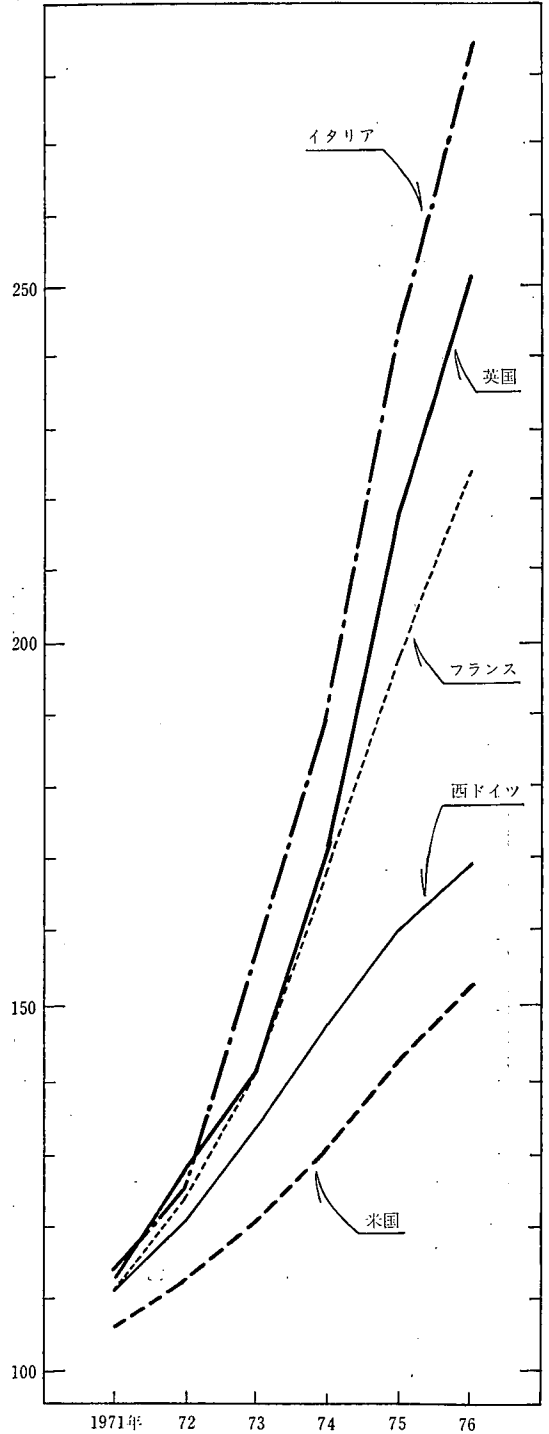
米国の主要労働協約による賃上げ率(初年度)推移

(前年比上年率、単位・%)

	1970年	1971年	1972年	1973年	1974年	1975年
全産業	11.9	11.6	7.3	5.8	9.8	10.2
製造業	8.1	10.9	6.6	5.9	8.7	9.8
非製造業	14.2	12.2	8.2	6.0	10.2	11.9
建設業	17.6	12.6	6.9	5.0	11.0	8.0

資料：U.S. Department of Labor, Monthly Labor Review.

〔第4図〕 欧米主要国の名目賃金推移
(製造業、1970年=100)



(注) 1. 名目賃金は時間当たり。
2. 1976年は各国とも第1～第3四半期平均。
資料：第2図に同じ。

(第5表)

米国の所得政策段階別物価推移

(年率、単位・%)

	所得政策 導入前年 (70/8~ 71/8)	第1段階 凍結 (71/8~ 11)	第2段階 強制的規制 (71/11~ 73/1)	第3段階 自主規制 (73/1~ 6)	第3.5段階 価格再凍結 ~第4段階 強制的規制 (73/6~ 74/4)	所得政策 解除後 1年 (74/4~ 75/4)
卸売物価	4.0	△ 1.4	7.4	23.6	14.9	12.7
工業品	4.4	△ 0.7	3.8	12.4	19.9	15.8
農産物	4.3	△ 3.5	24.0	75.5	2.6	△ 4.6
加工食品	2.2	△ 3.4	13.3	38.8	5.8	12.8
消費者物価	4.4	1.6	3.6	9.1	10.5	10.2
食料品	3.5	△ 3.3	6.9	22.2	16.3	7.9
食料品以外の商品	4.0	3.5	1.7	6.5	8.7	11.0
サービス	5.5	3.1	3.5	4.3	8.6	11.0

資料：Economic Report of the President から作成。

卸売物価については、工業製品が所得政策開始前の1年間に4.4%上昇したのに対し、第1段階中は年率0.7%の下落、第2段階中は同3.8%の上昇にとどまった。この間、生産段階での価格が規制対象外となっていた農産物が、世界的不作の影響等もあって第2段階に急騰したのと対照的である。また賃金についても、大手労組の賃上げ率(初年度)は1970年の11.9%、71年の11.6%に比し、所得政策を開始した翌年の72年には7.3%と前年を大きく下回った。しかし原則として当事者の自主的規制に切換えられた第3段階においては工業品価格は、規制期間中抑えられていた反動もあって規制導入前をはるかに上回るテンポで上昇した。こ

のため政府はとりあえず価格の急騰に拍車がかかるのを防止するため、急拠第3.5段階として、価格凍結措置の再導入を余儀なくされた(凍結期間60日)。

英国でも、賃金・物価が凍結された第1段階(1972年11月~73年3月)、および比較的規制の厳しかった第2段階(1973年4月~10月)では、物価自体は輸入コストの急上昇を映じてむしろ騰勢を速めたものの、労働コスト上昇圧力は微減、企業利潤等の増加も比較的弱いものにとどまった(第6表)。しかし第3段階以降は、賃金の物価スライド(いわゆる threshold agreement)を認めざるをえなくなったこともあって、賃上げ率が急騰

(注15) 米国の所得政策(1971年8月~74年4月)の段階別概要は次のとおり。

第1段階(1971年8月~11月)……賃金・価格等の凍結。

第2段階(1971年11月~73年1月)……賃金上昇率は原則として年率5.5%(生産性上昇率3%+物価上昇目標率2.5%)、価格の引上げはコスト上昇分に限定(生産性上昇分は差引く)。

第3段階(1973年1月~6月)……賃金・価格規制は原則として自主的規制にとどめる(賃金のガイドラインは継続)。

第3.5段階(1973年6月~8月)……価格凍結(最長60日間)、賃金のガイドライン継続。

第4段階(1973年8月~74年4月)……価格引上げはコスト上昇分以内、賃金のガイドライン継続。

英国の所得政策(1972年11月~74年4月)の段階別概要は次のとおり。

第1段階(1972年11月~73年3月)……賃金・物価の凍結。

第2段階(1973年4月~10月)……賃上げは対象グループ総ファンドの4%増プラス1人当たり週1ポンド以内(1人当たり年間250ポンド以内)、価格引上げはやむを得ざるコスト上昇分以内(労働コストは上昇分の50%しか認めない)。

第3段階(1973年11月~74年7月)……賃上げは原則として対象グループ総ファンドの7%増以内または1人当たり週2.25ポンド以内(1人当たり年間350ポンド以内、ただし物価スライド制あり)、価格規制は第2段階に同じ。

(第6表)

英国の物価上昇要因(寄与度)

(単位・%、カッコ内寄与率)

	国内最終 支出デフ レーター				
	労働 コスト	利潤等	税金	輸入 コスト	
1970年	7.3 (100)	4.3 (59)	0.7 (10)	0.7 (10)	1.6 (22)
71	8.0 (100)	3.5 (44)	3.3 (41)	0.2 (3)	1.0 (12)
72	6.7 (100)	3.7 (55)	1.6 (24)	△ 0.1 (△ 1)	1.5 (22)
73	10.4 (100)	3.6 (35)	1.8 (17)	△ 0.1 (△ 1)	5.1 (49)
74	19.5 (100)	10.0 (51)	0.9 (5)	△ 0.3 (△ 2)	8.9 (46)
75	24.1 (100)	16.0 (66)	4.2 (17)	1.9 (8)	2.0 (8)
76 (上期・年率)	16.1 (100)	6.3 (39)	3.7 (23)	1.7 (11)	4.4 (27)

資料: Bank of England, Quarterly Bulletin, December 1976.

し、労働コストの物価上昇に占める寄与度も3倍近くに増大、1974年中物価を大きく押し上げる要因となった。

もちろん両国において所得政策の実施にもかかわらず物価上昇が十分抑制されなかった事実の背後には各種の要因が複雑に作用しており、特に1973年から74年にかけての景気回復に伴う供給余力の減少を考慮すれば、米英におけるこの時期の経験から直ちに所得政策の効果一般を判断することは早計に過ぎよう。しかしながら以下(2)に述べるように、所得政策が長期化すれば労組および企業の協力姿勢を確保していくことがしだいに困難となり、規制の効果が徐々に薄れていくことは避けられないとみられる。現に米国の政策当局者も、「賃金・物価規制はごく短期的には有効であったが、長期にわたって規制を継続してもインフレを根本的に解決することにはならなかった(注16)」ことを認めている。

(2) 分配面における公平性の問題

このように過去の経験からみれば、所得政

策の効果には自ずから限界があるが、これと関連してしばしば問題とされているのは分配面における公平性の確保が困難であるという点である。すなわち所得政策が市場メカニズムを通じた所得分配を人為的に変更しようとするものである以上、企業や労働者の間に公正な所得分配への信頼感が存在しないかぎり政策に対する国民の不満が高まり、やがてその維持が困難な情勢に追いこまれるという懸念が常に存在する。しかしながら、この公正な所得分配という点について、十分な説得力のある客観的な基準はないだけに、それが一つの大きな壁になっているとみることができよう。

そこで所得分配の1つの有力な指標ともいえるべき労働分配率の推移を70年代以降の欧米主要国についてみると(第7表)、総じてすう勢的には上昇傾向が認められるが、米国、英国においては、所得政策が比較的敢格に行われていた1972年から73年にかけて労働分配率が低下している。もとより米英両国の当時の所得政策は賃金のみを規制するものではなく、企業の販売価格、利潤をも同時に規制するものであった。しかし現実には米英両国の経験でみる限り、所得政策は「価格よりも賃金に大きな効果を及ぼした(注17)」(ウェーバー米国生計費審議会初代事務局長)との指摘がなされている。

(第7表)

欧米主要国の労働分配率推移

(単位・%)

	1970年	1971年	1972年	1973年	1974年	1975年
米 国	76.3	75.8	75.1	74.7	76.5	76.3
英 国	76.8	76.7	76.1	75.9	80.4	n.a.
西ドイツ	66.7	68.3	68.7	69.8	71.4	71.6
フランス	62.7	63.4	63.2	64.0	66.2	n.a.
イタリア	60.3	63.0	63.1	64.7	68.1	70.7

資料: 日本銀行統計局「国際比較統計」。

(注16) Economic Report of the President, February 1974, p. 5.

(注17) Arnold R. Weber, In Pursuit of Price Stability, 1973, p. 123.

こうした結果をもたらした背景としては、以下の点が指摘されている。

①賃金は労働協約によって決定されるため、はあくが比較的容易であること。

②一方、価格は基本的には市場の需給関係によって決まるものであり、規制対象も極めて広範にわたるため当然監視の目が十分には届きにくい。また監督機関が規制遵守の正当性を判断する場合、コストの算定には企業秘密との関連もあって自ずから制約があったこと。

③さらに規制のあり方自体についても、例えば米国の場合、賃上げについては年5.5%(第2段階以降)という明確な基準が設定されたのに対し、企業利潤については、「価格引上げが認められる場合の条件として利潤が過去の一定水準を超えてはならない」という規制であり、賃金のように一律的、具体的な目標値を持たなかったこと(従って価格引上げを伴わない限り利潤の大幅増加も可能であった)。

もとより、賃金、利潤の規制をそれぞれの程度の強さのものとするかは、そのときの客観情勢、政策理念等によって変るのが当然であり、一概にいえませんが、少なくともコンセンサスの維持という点からみれば、これが政策の運営を難しくする大きな原因であった。

4. 現行所得政策の抱える問題と若干の展望

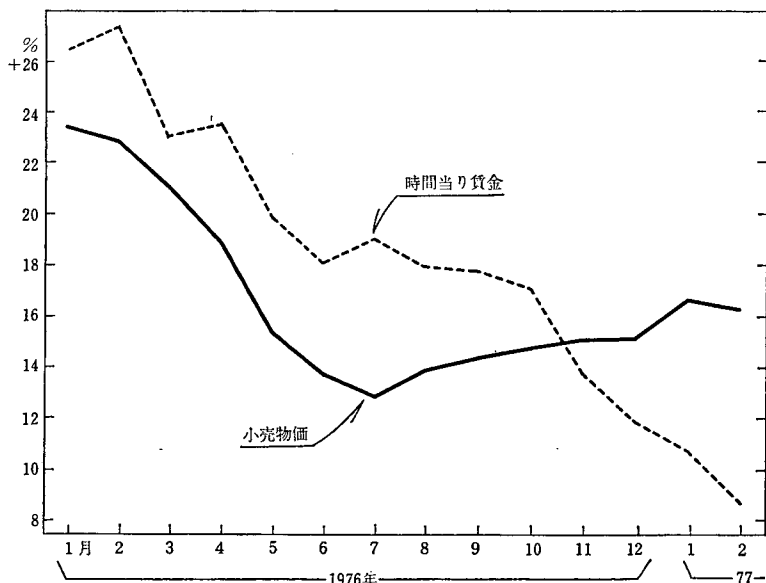
(1) 英国

以上のような米国、英国の

過去の所得政策にみられた効果や問題点をそのまま現在の各国の所得政策に当てはめるには問題があるだろう。しかし英国の今次所得政策は、賃金規制導入後すでに一年半余りを経過しており、着実に物価抑制の効果をあげつつあるが、同時に長期実施に伴うひずみもまた顕現しはじめるなど、過去の所得政策の場合とある程度共通した問題も生じてきている。すなわち、英国における最近の物価・賃金動向をみると、顕著な落ち着き傾向を示し(第5図)、小売物価は1976年初には前年比上昇率が20%を超えていたが、同年7月には12.9%と2年半ぶりの低水準を記録した。その後ポンド相場の急落を主因に騰勢がやや強まる形勢にあるが、総じてみれば比較的落ち着いた動きを続けている。これには「政府の所得政策の効果が大きく寄与した(注18)」とみられており、現に1975年7月に賃金規制が開始されて以後、賃金妥結水準が規制の上

〔第5図〕

英国における最近の賃金・物価動向(前年同月上昇率)



資料: Employment Gazette 等。

(注18) NIESR, National Institute Economic Review, February 1977, p. 13.

限を超えた例は極めて稀であった(注19)とされている。このため賃金上昇率の鈍化は著しく、時間当たり賃金で見ると1976年初の前年比26~27%増から77年2月には8.5%増まで低下した。これはこの間における小売物価の上昇率をかなり下回るものであり(第5図)、その結果実質所得は低下をみている。

こうした状況下、英国では本年8月以降も所得政策を継続するか否かについて議論が高まりつつある。継続を強く主張する政府(3月29日発表の77年度予算案において、賃金規制の継続実施を条件に一部所得税減税を提案)、経営者側に対し、労組の間では公務員労組等を中心に、上記実質所得の低下をながめて、「自由な団体交渉への復帰」を主張する向きが少なくなく、上部団体であるTUCとしても政府との交渉に際し、こうした声を無視することができなくなっているといわれる。そうした労組側の反発という事態を踏まえ、国民の合意という観点から、本年8月以降の賃金規制はある程度緩和した方が望ましいとの指摘もかねてから行われている(注20)。しかしその場合、政府の期待する物価抑制効果が今後も続くかどうか問題視されている。今後英国が物価抑制に奏効するかどうかは、こうしたジレンマをいかにして解決していくかに大きくかかっているといえよう。

(2) フランスおよびイタリア

次にフランス、イタリアの所得政策を展望する場合、以下指摘するように、両国ではもともと政府、労組との対立が激しく、当初から十分な国民的合意を欠いている点が大きな問題といえよう。

まずフランスでは伝統的に労組と政党との結びつきが強く(注21)、労組の活動は単なる経済闘争にとどまらず、政治的色彩が濃厚であることから、労使間のみならず労組・政府間にも対決的なムードが強いといわれる。イタリアでも事態は同様であり、3大労組(注22)のうち比較的穏健とされていた与党キリスト教民主系(注22)のイタリア労働組合連盟(CISL)までが最近では先鋭化する傾向にあり、3大労組が共同して政府、経営者と対決するに至っている。

こうした労組と政府、経営者との対立は労働争議のひん発という形で明瞭に現れており、欧米主要国における就業者1,000人当りの争議への参加人数をみると(第8表)、イタリアが最も多く、フランスがこれに次いでおり、しかも70年代に入っ(第8表)

欧米主要国の労働争議推移

(就業者1000人当りの争議参加人数)

	英国	フランス	イタリア	米国	西ドイツ
1966年	22.8	169.7	101.3	26.9	7.3
67	32.1	143.0	119.1	38.6	2.3
68	99.6	23.5	258.6	34.9	1.0
69	73.1	71.9	403.4	31.8	3.4
70	79.8	56.9	199.1	42.0	6.9
71	52.9	157.7	208.7	41.5	20.1
72	77.8	131.7	240.3	21.0	0.9
73	66.8	107.3	331.5	26.7	6.9
74	71.2	73.9	414.0	32.3	9.5
1966~70年平均	61.5	93.0	216.3	34.8	4.2
71~74年平均	67.2	117.7	298.6	30.4	9.4

資料：日本銀行統計局「国際比較統計」より作成。

(注19) 1976年9月に妥結した海員組合の賃上げ交渉においては、賃上げ率は規制の上限に収まったものの、フィンジ・ベネフィットを含めればこれをかなり上回ったものとみられている。ただしこうした例は他業界の賃上げ交渉にはほとんど波及しなかった。

(注20) 例えばリチャードソン英蘭銀行総裁は、「1977年8月以降も引続き名目賃金の上昇を緩やかなものにする必要があるが、その場合、現行の賃金規制の継続は必ずしも必要ではなく、現行規制よりも弾力的方法による方が適切であるとの考え方もありえよう。賃金の過度の上昇を抑えつつ、賃金規制を緩やかなものに移行していくことが基本的課題であろう」(1976年10月21日ロンドン市長主催晩さん会での演説)と述べている。

(注21) フランス最大の労組CGT(労働総同盟、組合員数230万人)は共産党系、第2の労組CFDT(労働民主同盟、組合員数90万人)は社会党系である。

(注22) イタリアの3大労組の党派性は以下のとおり。

CGIL(イタリア労働総同盟)……共産党、社会党系、組合員数380万人。

CISL(イタリア労働組合連盟)……キリスト教民主系、組合員数280万人。

UIL(イタリア労働連合)……社会党、社民党、共和党系、組合員数150万人。

て増加する傾向をみせている。両国で労組と政府・経営者との対立が激しいのは、西ドイツ等と比べて保守・革新間の政策上の相違が著しく、特に70年代に入ってから、保革勢力差の縮小、保守系政党間の対立等から政府^(注23)の指導性がますます低下しているという政治的不安定によるところが大きいとみられている。さらにこれに加えて、大きな所得格差の存在^(注24)や社会保障制度の充実の立ち遅れといったいわゆる社会的不平等(イタリアでは南北地域間の経済的・社会的不平等も存在)に対する不満の高まりも軽視できないといわれている。

こうした状況下、まずフランスでは労組側がバール・プランに対して強く反発しており、「賃金稼得者の生活条件を後退させ、さらに所得政策を押しつける計画は到底受け入れ難い」(労働総同盟)として労働総同盟(CGT)、労働民主同盟(C

FDT)等はバール・プランやその線に沿った低めの賃金回答に対して昨76年10月以降しばしばストライキを実施している^(注25)。さらに国有企業を中心とする公共部門労組は、すでに実質賃上ゼロをガイドラインとして提示する政府の所得政策を事実上無視して、実質2%の賃上げを保証する前年の労働協約の更新を主張しており、これに触発される形で民間労組も実質賃金の引上げを要求していると伝えられる。

他方経営者としても、バール・プランに対して必ずしも協力の姿勢を打出していない。すなわちバール・プラン発表直後、産業界は、「価格規制への協力、金融引締めのみ甘受という点ではある程度の犠牲を払う用意はあるが、同時にある程度景気回復促進策がすすめられることが企業にとっては必要である。抑制方針一本槍の本計画は景気回復実現の障害となり問題である」(フランス経団

(注23) フランスの現政権は保守3党(共和国連合<RPR>、独立共和派<RI>、社会民主中道派<CDS>)を主体とする連立内閣であり、イタリアはキリスト教民主党的少数単独内閣。

(注24) 例えば76年7月に発表されたOECDの調査("Income Distribution in OECD Countries")によるとフランスはOECD主要加盟国中所得分配が最も不平等な国とされている。各種計測ともほぼ同一の結果を示しているが、その一つのAtkinson法*によればフランスの所得不平等度(数値が大きい程不平等度が大)は0.142と、西ドイツ(0.125)、英国(0.098)、米国(0.138)、日本(0.093)および主要10か国平均(0.111)を大幅に上回っている。

*Atkinson法による測定方式

$$A = 1 - \left[\sum_{i=1}^n (Y_i/\bar{x})^{1-e} f(Y_i) \right]^{1/1-e}$$

ここで A: 所得分配の不平等度

n: 総家計数

Y_i: i 番目の家計の所得

\bar{x} : 家計所得の算術平均

e: 所得移転効果を加味するための係数

もっとも、本論文に対してはフランス政府が10月12日OECDに対し要旨以下のような公式抗議書を送付している。

イ、本論文で用いられたフランスの所得分配に関する資料は他国の同種の資料とは比較不能なものである。ロ、さらに所得分配の不平等度の国際比較において、フランスについては租税から求められた所得分配のデータを使う一方、他の諸国に関しては所得調査から得られた当該データを用いるという非科学的な方法を採用している(ちなみにフランスについて他国と同種のデータを利用して国際比較を行うと、フランスの所得分配の不平等度はOECD加盟国中では中位にランクされることとなる)。

(注25) 最近のフランスにおける主なストライキの発生状況は次のとおり。

1976年10月7日……CGT、CFDT、FEN(国民教育連盟)24時間スト

11月19日……郵政省労組スト

1977年1月26日……CGT、CFDT、FO(労働者軍団)の国鉄労組24時間スト

1月27日……公務員労組、エール・フランス労組スト

1月31日……フランス石炭24時間スト

2月1日……フランス電力、フランス・ガス24時間スト

連)として、政府の施策に対して批判的な見解を示している。

このようにフランスの所得政策は、実効をあげるうえでの基本的前提たる労・使・政府間の合意がほとんど得られていないため、同政策の継続性、ひいては物価抑制に対する効果はかなり疑問視されている。

イタリアの賃金・物価スライド制の修正についても、労組側の圧力から修正の内容が賃金と物価の悪循環を断ち切るには到底不十分なものであるとの見方が強い。この場合イタリア政府の物価対策は賃金のみに向けられ、価格に対してなら実質的な規制も行われていないことはバランスを失ったものであるとの批判が根強いだけに、これまでの政府の対策では物価に対する好影響はほとんど期待できないとの見方が一般的である。

〔む す び〕

もとより所得政策のあり方、その目的、効果等が各実施国の政治環境や、労働慣行、物価構造をはじめとする経済環境等の差異を映じて区々となるのは当然であり、それだけに個々の国の政治、社会、経済情勢から離れて所得政策一般の有効性を判断することは極めて難しいといわなければならない。しかしながら、英国、フランス、イタリア3国を中心とする最近の所得政策の経験が共通して教えているのは、いったんそうした情勢に追込まれると、仮に強力な所得政策の発動に成功したとしても、コスト・プッシュ・インフレを根本から克服することはなかなか難しく、さらに現実の問題として、低成長下にあって国民各層の合意を取りつけながらそうした政策を継続していくこと自体に多くの困難が伴うことを示唆しているように思われる。

(付表)

英国、フランス、イタリアの所得政策等実施状況 (1976年以降)

1. 英 国

	所 得 政 策		財 政・金 融 政 策 等
	賃 金	物 価	
1976 年	<p>[75年8月以降]</p> <p>○第1次賃金規制の実施(76年7月まで)。</p> <p>(1)賃上げは週当たり6ポンド以下。</p> <p>(2)ただし年収8,500ポンド以上の高額所得者は賃上げを認めない。</p>	<p>[75年8月以降]</p> <p>○価格規制(73年4月導入)の延長(76年7月まで)。</p> <p>(1)価格引上げはやむを得ざるコスト上昇分に見合う分まで。</p> <p>(2)大企業は事前承認、中小企業は事後報告。</p> <p>(3)売上高利益率が過去5年間のうち最高の2年間の平均を超えてはならない。</p> <p>(2月)</p> <p>○選択的物価抑制措置の導入(76年7月まで)。</p> <p>(1)生活関連物資、サービス価格を対象。</p> <p>(2)価格引上げは5%以下。</p>	<p>(1月)</p> <p>○最低貸出歩合低下(11.25→11.0→10.75→10.5→10.0%)。</p> <p>○特別預金預入率の暫定的引下げ(3→2%)。</p> <p>(2月)</p> <p>○最低貸出歩合低下(10.0→9.5→9.25%)。</p> <p>○新雇用促進策発表(総額2.2億ポンド)。</p> <p>(3月)</p> <p>○最低貸出歩合低下(9.25→9.0%)。</p> <p>(4月)</p> <p>○76年度予算案発表(歳出前年度比+11%)。</p> <p>○最低貸出歩合上昇(9.0→10.5%)。</p> <p>(5月)</p> <p>○最低貸出歩合上昇(10.5→11.5%)。</p> <p>(7月)</p> <p>○金融・財政引締め策発表。</p> <p>(1)76年度のマネーサプライ(M₃)の増加率は12%程度。</p> <p>(2)77年度財政支出の削減。</p>
	<p>(8月)</p> <p>○第2次賃金規制の実施(77年7月まで)。</p> <p>(1)賃上げは週当たり4ポンド以下。</p> <p>(2)ただし最高賃上げ率は5%とし、5%相当額が週当たり2.5ポンド未満の場合は2.5ポンドまで認める。</p>	<p>(8月)</p> <p>○価格規制の延長(77年7月まで)。</p>	<p>(8月)</p> <p>○若年層の雇用促進策を発表。</p> <p>(9月)</p> <p>○特別預金の預入率引上げを発表(3.0→3.5→4.0%)。</p> <p>○最低貸出歩合上昇(11.5→13.0%)。</p> <p>○雇用促進対策を発表(95百万ポンド)。</p> <p>(10月)</p> <p>○最低貸出歩合の引上げ(13.0→15.0%)。</p> <p>○特別預金預入率の引上げを発表(4.0→5.0→6.0%)。</p> <p>(11月)</p> <p>○増加率ベースの特別預金制度発動。</p> <p>○最低貸出歩合低下(15.0→14.75%)。</p>

	所得政策		財政・金融政策等
	賃金	物価	
1976年			<p>(12月)</p> <p>○財政・金融引締め策を発表。</p> <p>(1)77年度、78年度の公共部門借入所要額を圧縮。</p> <p>(2)マネーサプライを抑制(国内信用増加額、76年度中90億ポンド、77年度中77億ポンド、78年度中60億ポンド)。</p> <p>○最低貸出歩合低下(14.75→14.5→14.25%)。</p>
1977年	<p>(3月)</p> <p>○政府、77年度予算案において、賃金規制の8月以降の継続を条件に一部所得税減税を提案。</p>		<p>(1月)</p> <p>○特別預金預入率の引下げ(6→3→2%〈暫定〉)。</p> <p>○最低貸出歩合低下(14.25→14.0→13.25→12.25%)。</p> <p>(2月)</p> <p>○最低貸出歩合引下げ(12.25→12.0%)。</p> <p>(3月)</p> <p>○最低貸出歩合引下げ(12.0→11.0→10.5→9.5%)。</p>

2. フランス

1976年	<p>(9月)</p> <p>○インフレ克服計画発表。</p> <p>(1)月収18,000フラン以下の者は賃金上昇率を消費者物価上昇率の範囲内に抑えるよう勧告(以下同じ)。</p> <p>(2)月収18,000フラン超24,000フラン以下の者は賃金上昇率を消費者物価上昇率の半分に抑える。</p> <p>(3)月収24,000フラン超の者は賃金を据置く。</p>	<p>〔72年3月以降〕</p> <p>○工業製品生産者価格規制の実施。</p> <p>〔75年6月以降〕</p> <p>○商業マージン規制の実施。</p> <p>(9月)</p> <p>○同左</p> <p>(1)生鮮食料品、ガソリン、公共料金を除くすべての商品、サービス価格を76年12月31日まで、同年9月15日の水準に凍結。</p> <p>(2)公共料金については77年4月1日まで76年9月23日の水準に凍結し、77年中の平均上昇率を6.5%以下に抑える。</p>	<p>(3月)</p> <p>○EC共同フロートから離脱。</p> <p>(7月)</p> <p>○公定歩合引上げ(8.0→9.5%)。</p> <p>(9月)</p> <p>○同左</p> <p>(1)マネーサプライ(M₂)の伸び率を76年下期中年率12%、77年中12.5%に抑える。</p> <p>(2)抑制色の強い76年度第2次補正予算案、77年度予算案を決定。</p> <p>(3)景気調整課徴金制度の発動(77年1月以降)を決定。</p> <p>(4)社会保険拠出金率の引上げを決定。</p> <p>○公定歩合の引上げ(9.5→10.5%)。</p> <p>○貸出残高に対する準備率の適用を復活。</p> <p>○77年中の高率適用制度基準貸出わくを抑制気味に設定。</p>
-------	---	---	--

	所 得 政 策		財 政・金 融 政 策 等
	賃 金	物 価	
1977年		(1月) ○工業製品生産者価格規制、商業マージン規制を一部修正の上復活。	

3. イタリア

1976年	(10月) ○賃金の物価スライド分の一部凍結措置閣議決定(12月議会通過)。 (1)年収800万リラ超の所得者に対しては、物価スライド分(76年10月～78年4月)の全額が大蔵省証券(5年間譲渡禁止)で支払われることを義務づけ。 (2)年収600万リラ超、800万リラ以下の所得者に対しては、半分が同証書で支払われることを義務づけ。	(2月) ○公定歩合引上げ(6.0→7.0→8.0%)。 ○預金準備率引上げ。 ○特別準備預金設定。 (3月) ○公定歩合引上げ(8.0→12.0%)。 ○財政赤字削減策決定。 (10月) ○公定歩合引上げ(12.0→15.0%)。 ○財政赤字削減策決定。 ○貸出増加額規制の導入。 (11月) ○財政赤字削減策決定。
1977年	(1月) ○賃金・物価スライド制の一部修正。 (1)退職金の算定基準には物価スライド分を含めない。 (2)「通常のスライド制」および「有利なスライド制」のうち、後者を廃止して、「通常のスライド制」に一本化。 (3月) ○賃金・物価スライド制の一部修正(公共運賃、電力料金、新聞代の上昇分を賃金・物価スライド制に反映させない)。	